

登録販売者試験合格者様

福島県保健福祉部薬務課

販売従事登録申請について

登録販売者試験の合格者が、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするときは、都道府県知事の登録を受けなければならないこととなっています。

登録販売者試験の合格後に、一般用医薬品の販売等に従事するためには、販売従事登録申請を行い、販売従事登録証の交付を受けてください。

記

1 手続対象者

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第1項の規定に基づく試験（以下「登録販売者試験」という。）に合格した者のうち、本県内において業務に従事しようとする者

なお、福島県以外で当該登録をする場合は、下記の手続きとは異なりますので、該当する都道府県の窓口に直接お問い合わせください。

2 申請先

最寄りの県保健所又は市保健所

3 申請書類等

(1) 販売従事登録申請書（様式第86の2） 1部

(2) 添付書類 各1部

- ・ 登録販売者試験に合格したことを証する書類（合格通知書）
- ・ 戸籍謄本、抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書
（登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更がある者については、戸籍謄本、抄本、戸籍記載事項証明書）
（日本国籍を有していない者については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書）
- ・ 精神の機能の障害又は麻薬等の中毒者でないことを示す診断書
- ・ 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写し等業務に従事する店舗の開設者との使用関係を示す書類

(3) 申請手数料 9,000円(福島県収入証紙)

4 留意事項

- (1) 販売従事登録は、1つの都道府県でのみ登録を行えば良いこととなっており、登録販売者として2か所以上の店舗に勤務する場合や、異なる都道府県へ異動する場合等においても、当該登録により医薬品販売業務に従事することができるものであること。
- (2) 都道府県の登録販売者名簿の記載事項に変更があった場合（氏名や本籍都道府県の変更）は、登録した都道府県へ名簿登録事項の変更を届け出る必要があるため、変更が生じた日から30日以内に手続を行うこと。
- (3) 販売従事登録証を紛失したり汚損したりした場合は、登録証の再交付申請を行うことができる。
- (4) 販売従事登録後、医薬品販売業務に従事しなくなった場合（他の業務に従事する場合や、死亡した場合等）は、登録削除の申請が必要となるため、30日以内に手続を行うこと（死亡や失踪の場合は、法定届出義務者が手続を行うこと）。